

## 大学非常勤講師の活動について（学部編）



弁理士 美川公司

この度、大学と大学院で知的財産論全般についての講義を担当していることについてのご紹介のご依頼を頂きました。ついては、担当することになった経緯を含めてご紹介します。なお、今回は大学の学部生を対象とした講義についてご紹介し、大学院生を対象とした講義については別の機会にご紹介します。

### 1. 概要

「大根踊り」の応援で有名な東京農業大学 (<https://www.nodai.ac.jp/>) の農学部の3年生を対象とした「知的財産論」の講義を、非常勤講師として担当しております。前半期（4月～9月）のみの講義で、神奈川県の本厚木にあるキャンパスに週一回通っております。

### 2. 講師就任の経緯

前任講師（弁理士）の辞任に伴い、所属している日本弁理士会関東会神奈川委員会に次期講師の推薦依頼があり、それに手を挙げたのがきっかけです。

### 3. 詳細内容

#### （1）全般

東京農業大学は、関東圏内には二つのキャンパス（世田谷キャンパスと厚木キャンパス）を有しており、そのうちの厚木キャンパスには、農学部の四学科（農学科、動物科学科、生物資源開発学科及びデザイン農学科）が集約されています。私は、この四学科の3年生に共通の選択科目としての「知的財産論」の講義を担当しております。東京農業大学の非常勤講師の定年は70歳ですが、問題がない限り、定年まで継続して講義を担当することが多いようです。もちろん、コマ数に応じた報酬も支払われます。なお、世田谷キャンパスにおいては、同種の講義が後半期（10月～翌年3月）に開講されており、こちらは、日本弁理士会関東会東京委員会からの推薦を受けた他の弁理士が担当されております。

#### （2）詳細

具体的な講義としましては、4月～9月の、夏休みの期間を除く週一日（今年度は火曜日）の午後に、一コマ（90分）の講義（二単位）を担当しており、講義回数は合計15回（15週）です。講義自体は、教科書は使わず、オリジナルで作成したPPT資料を表示しつつ行っております。講義の範囲は、大学から指定されたのは「知的財産論全般」であり、具体的には、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、条約関連、種苗法、著作権法、及び不正競争防止法のそれぞれにつき、その概要を、事例を交えつつ説明することになります。なお、農学部だけに、種苗法については時間を割いて説明する必要があります。

履修生ですが、講義時間帯が必修科目の間に挟まれており、また、もともと選択科目自体が少ないようで、今年度（2023年度）は合計500名を越えていました。私自身もこれほど履修生が多いとは思っておらず（最初は、せいぜい一クラス程度と思っておりました）、驚いております。履修生数は、年度初めの履修登録を待ってはじめて、その実数が判る仕組みですので、「蓋を開けてみてビックリする」こととなります。男女比はほぼ半々です。この履修生数は大学としても予想外だったようで、全履修生を収容できる講義室がなく、今年度は、リアル集合の講義をZoomでオンライン配信する、いわゆるハイブリッド式の講義となりました。一方、大学としては、あくまでリアル集合の講義を優先

したい意向があり、この結果、来年度はコマ数を増やして講義を行うことになっております。私の講義は、今年度で二期目ですが、予想していた以上に真面目な学生が多く、講義で居眠りする学生も見当たらず、講義後の質問も予想以上に多かったです。ただ、なにせ数が多いので、「顔と名前を認識しつつ質問に応じたり講義を行ったりする」ことは、物理的に不可能です。

#### 4. 大変なこと

大変なことは、大きくは二つあります。一つは講義準備、もう一つは成績評価です。

講義準備としては、一回90分の講義につき、上記PPT資料として50シート乃至70シートを使います。よって、このPPT資料を作成するのが大変です。ただ、私の場合は前任講師が使われていた資料を引き継がせて頂くことができたので、随分と楽ではありました。また、初年度に作った資料は、基本的には次年度以降も使えます。よって、初年度こそ相当大変ではありますが、次年度以降は見直し部分やアップデート分のみの作成になりますので、その負荷も多少軽減されます。

次に成績評価ですが、評価対象たる履修生が上記のように非常に多い一方で、「成績質問制度」によって履修生は自分の成績について講師に質問ができます。よって、（当然ではありますが…）数が多いからと言っていい加減な成績評価をすることはできません。私の場合は、筆記式の答案を作成させて、それを全員分見て採点して評価することは実質的に不可能なので、毎回の講義ごとの小テストと前期末の定期テストをそれぞれ短答式とし、これらをGoogleのFormsを使用する（大学指定の方法です）ことで、単純且つ画一的な点数化を簡便に行うようにしました。それでも、9月の二週間程度は成績評価に集中する必要があります。

#### 5. 有意義と思うこと

上記のような大変なことがある一方で、非常勤講師をやってよかったと思うことは、先ず、「自分の子供ほどの学生の教育や進路選択に関わることができる」ことが挙げられます。単純な話ですが、講義後の質問等で彼ら／彼女らと話をしていると、自分も若返ると言いますか、新しい力が湧き出てくるような気がします。この点は個人差もあるかと思いますが、私は、単純に「楽しい」です。また、「実家の家業に関して商標登録出願をしようと思いましたが、疑問点を教えて下さい。」とか、「特許事務所に就職するにはどうすればよいですか?」とか、「弁理士になりたいと思いましたが、どうでしょうか?」といった質問を直接受けると、やはり、単純に嬉しいと思うと共にやり甲斐を感じます。若い人達と接するのは、上記の大変なことを踏まえても、私は楽しいと思います。

更に、自分自身の知識の向上にも役立ちます。特に、普段の業務とは関係があまりない事項（例えば種苗法等）でも、教えるからには自分で勉強する必要がありますので、最新判例に関する知識や法改正に関するブラッシュアップ等、弁理士としての資質の向上にも役立つことが多いように思います。

また、「人を教える」こと自体を学ぶこともできます。近年の流行として多様な国からの留学生がおり、男女比も上記の通り半々であることから、彼ら／彼女らに理解して貰えるために、「どのような講義がよいか?」、「話し方はどうすればよいか?」、「講義に織り交ぜる最近の話題はどのようなものとすべきか?」などを、履修生の反応を見ながら自分で考えて組み立てていく必要があります。この点は、普段の業務では体験し得ないことであると思われ、私自身も非常に糧になっていると思う面です。

#### 6. まとめ

以上、思い付くままにご紹介しましたが、私としましては、自分自身で得るものも多いため、できるだけ継続したいと考えております。若い学生の反応を見ながら講義をすることは、理屈抜きに楽しいと感じますし、彼ら／彼女らからエネルギーを貰えると感じます。

もちろん、負担が大きい部分もありますが、会員各位におかれましては、機会があれば

是非チャレンジされてはいかがでしょう？

以上